

新使用料早見

水量	使用料
0m ³	715
1m ³	792
2m ³	869
3m ³	946
4m ³	1,023
5m ³	1,100
6m ³	1,177
7m ³	1,254
8m ³	1,331
9m ³	1,408
10m ³	1,485
11m ³	1,562
12m ³	1,639
13m ³	1,716
14m ³	1,793
15m ³	1,870
16m ³	1,947
17m ³	2,024
18m ³	2,101
19m ³	2,178
20m ³	2,255
21m ³	2,332
22m ³	2,409
23m ³	2,486
24m ³	2,563
25m ³	2,640

水量	使用料
26m ³	3,135
27m ³	3,245
28m ³	3,355
29m ³	3,465
30m ³	3,575
31m ³	3,696
32m ³	3,817
33m ³	3,938
34m ³	4,059
35m ³	4,180
36m ³	4,301
37m ³	4,422
38m ³	4,543
39m ³	4,664
40m ³	4,785
41m ³	4,917
42m ³	5,049
43m ³	5,181
44m ³	5,313
45m ³	5,445
46m ³	5,577
47m ³	5,709
48m ³	5,841
49m ³	5,973
50m ³	6,105
51m ³	6,248

水量	使用料
52m ³	6,391
53m ³	6,534
54m ³	6,677
55m ³	6,820
56m ³	6,963
57m ³	7,106
58m ³	7,249
59m ³	7,392
60m ³	7,535
61m ³	7,678
62m ³	7,821
63m ³	7,964
64m ³	8,107
65m ³	8,250
66m ³	8,393
67m ³	8,536
68m ³	8,679
69m ³	8,822
70m ³	8,965
71m ³	9,108
72m ³	9,251
73m ³	9,394
74m ³	9,537
75m ³	9,680
76m ³	9,823
77m ³	9,966

(円：税込)

水量	使用料
78m ³	10,109
79m ³	10,252
80m ³	10,395
81m ³	10,538
82m ³	10,681
83m ³	10,824
84m ³	10,967
85m ³	11,110
86m ³	11,253
87m ³	11,396
88m ³	11,539
89m ³	11,682
90m ³	11,825
91m ³	11,968
92m ³	12,111
93m ³	12,254
94m ³	12,397
95m ³	12,540
96m ³	12,683
97m ³	12,826
98m ³	12,969
99m ³	13,112
100m ³	13,255



下水道をご使用の皆さまへ 下水道使用料改定のお知らせ

令和5年5月検針分から

平素は、霧島市下水道事業に対しまして格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

霧島市における下水道事業は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の保全に資する汚水処理を目的として、国分隼人処理区においては公共下水道事業、高千穂処理区（牧園町）においては特定環境保全公共下水道事業を運営しています。

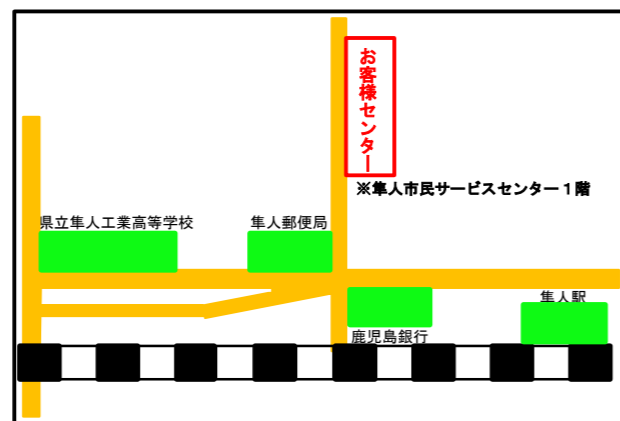
この事業は、市民の皆様が住みよいまちづくりを進め、よりよい生活環境を営み、豊かな自然環境を守り、その豊かな自然を子孫に継承するために計画されたものです。

下水道使用料は各使用者から排出された汚水を終末処理場できれいな水に処理するための施設の維持管理費となります。

将来にわたる収支計画を再検討し経営分析を行った結果、今後の施設の老朽化による更新費用の増加が見込まれることから下水道使用料を改定し、また、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業の使用料の統一も行います。

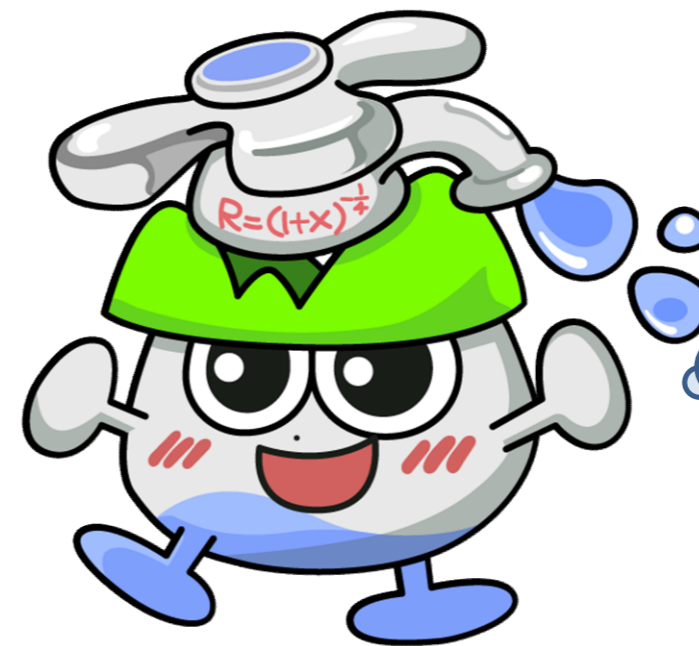
今後も、清潔で快適な生活環境づくりに努めますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ



霧島市上下水道部お客様センター
〒899-5192 鹿児島県霧島市隼人町内山田一丁目11番11号 TEL 0995-42-3500

霧島市公式ホームページアドレス
<http://www.city-kirishima.jp/>



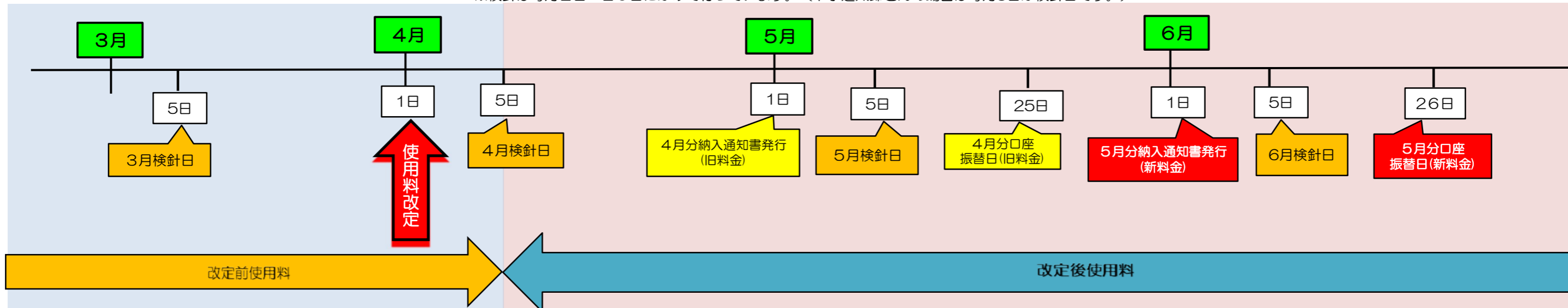
霧島市上下水道部
マスコット
キャラクターの
“すいどん”です。
よろしくお願いします！

霧島市上下水道部

検針から使用料支払まで

(例) 下水道 太郎さんの場合 (令和5年5月分)

※検針は毎月2日～20日にかけて行っています。(下水道太郎さんの場合は毎月5日が検針日です。)



ご使用水量等のお知らせ

お客様番号 1000000001-1
 5年 5月検針分
 下水道 太郎 様
 霧島市国分中央3丁目45番1号
 用途 一般 検針員名 霧島 花子
 口径 13 mm メーター区分 上水道
 メーター番号 1 1 2 3 4 5 6
 前回検針日 4月5日 今回検針日 5月5日 振替日 6月26日

今回指針	1120	m ³
(-) 前回指針	1100	m ³
(+) 取替水量	0	m ³
(±) 子(小)水量	0	m ³

今回ご使用水量 20 m³

水道料金	20 m ³	2,629 円
一般汚水	20 m ³	2,475 円

お支払い予定額合計 5,104 円

(このお知らせ票ではお支払いいただけません)

認定
※上記の額は来月請求いたします。
 水道料金下水道使用料領収書(口座振替分)
 下水道 太郎 様

使用期間		金額
5年 3月	2月5日～3月5日	
水道料金	29 m ³	3,668 円
一般汚水	29 m ³	2,656 円

合計金額 6,324 円

上記のとおり領収いたしました。霧島市水道事業

お問い合わせ先
 上下水道部お客様センター
 電話 42-3500

- ①お客様番号
料金などについて、お客様センターにお問合せの際は、この番号をお知らせください。
- ②今回の使用水量
前回の検針日～今回の検針日までに使用された水量です。
【(例) 下水道太郎さんの場合は、4月5日から5月5日まで使用された水量です。】
- ③今回の水道料金
上記使用水量に対する水道料金です。
- ④今回の下水道使用料
上記使用水量に対する下水道使用料です。
※水道料金と合わせて請求します。
- ⑤今回お支払い額
1か月の水道料金と下水道使用料の合計額です。
【(例) 下水道太郎さんの場合 (5月検針分)】
水道料金 2,629円
下水道使用料 2,475円
合計 5,104円
- ⑥口座振替済みのお知らせ
前々回の水道料金、下水道使用料の内容です。
※改定前の料金となります。

【下水道使用料の計算方法】 →1円未満の端数切捨て
(基本使用料+従量使用料) × 消費税 = 下水道使用料 ※【表1】参照

(例1) 下水道太郎さんの20m³の場合
 【650円 + (70円×10m³) + (90円×10m³)】 × 1.1 = 2,475円

(例2) 水道使用水量が35m³の場合
 【650円 + (70円×10m³) + (90円×10m³) + (100円×10m³) + (110円×5)】 × 1.1 = 4,180円

お知らせ票の確認の方法を記載しています。しっかり確認してね!



5月に検針した分(4月～5月にかけて使用した分)から新料金となるんだ。

下水道マスコットキャラクター「すいすい」

【表1】

種別	区分	排除汚水量	金額
一般汚水	基本使用料 従量使用料 (1m ³ につき)		650円
		10m ³ まで	70円
		10m ³ を超え20m ³ まで	90円
		20m ³ を超え30m ³ まで	100円
		30m ³ を超え40m ³ まで	110円
		40m ³ を超え50m ³ まで	120円
		50m ³ を超え100m ³ まで	130円
		100m ³ を超える分	135円
公衆浴場汚水	基本使用料 従量使用料		350円
		1m ³ につき	10円

わからないことがあったら、聞いてね。

